

貸出資産の健全化に向けて

当行は、お取引先企業の経営改善支援、厳正な自己査定に基づく十分な引当金の確保、最終処理（オフバランス化）の促進の3点を柱とし貸出資産の健全化に取り組んでおります。

今後も積極的に資産内容を開示し、資産の健全性、経営の透明性を高めてまいります。

取引先企業への経営改善支援

景気が緩やかな回復方向にあるものの、依然、業績不振に苦しむ企業も多く、こうした地元企業の業績改善は、地域経済を活性化するうえで重要課題であります。

当行は、「地域社会の発展を常に考え行動すること」、「お客さまとの創造的な関係を深めること」を企業理念に掲げ、地域のお取引先とともに発展することが使命と考えております。

このような企業理念のもと、「お取引先の財務内容改善に向けた経営支援」は地域金融機関としての当行の役割の一つであるとともに「経営支援を通じた企業の再生と当行の健全性確保」は表裏一体の関係にあるとの認識から、平成14年3月に企業再建支援の専門部署として「経営支援室」を設置、さらに従前からの審査業務室を「審査業務グループ」に再編してお取引先への支援態勢を充実させました。

「経営支援室」及び「審査業務グループ」では、財務診断などに精通した経営相談の経験豊富なスタッフが お取引先に対し、きめ細かく経営や財務改善の支援を行っております。具体的には、経営改善支援先として選定したお取引先に対し、面談や実査を行って、経営改善計画作成の指導や進捗状況のチェック、当行ネット網を有機的に活用した販路開拓などの営業支援、不採算部門の整理・遊休資産処分の支援などを行っております。平成16年4月から平成17年3月までの実績では、支援対象先404先のうち、債務者区分のランクアップしたお取引先は92社となっております。

また、平成17年2月には「ぐんま企業再生ファンド」を創設、過剰債務処理や事業の再構築を必要としているお取引先企業などに対する再生に向けた支援を充実・強化しております。

今後も、当行は実現性のある再建支援策をお取引先とともに検討しながら資産の健全化に取り組んでまいります。

経営改善支援の取り組み実績

【平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月】

（単位：先数）

		期 初 債 務 者 数	うち経営改善支援取 組み先α	αのうち期末に債務者 区分が上昇した先数	αのうち期末に債務者区 分が変化しなかった先
正 常 先		25,729	—		—
要 注 意 先	うちその他要注意先	4,932	223	47	137
	う ち 要 管 理 先	824	92	39	37
破 綻 懸 念 先		1,567	89	6	40
実 質 破 綻 先		656	—	—	—
破 綻 先		145	—	—	—
合 計		33,853	404	92	214

■ 厳格な自己査定に基づく十分な引当金の確保

「資産の自己査定」とは、金融機関が保有する資産を自ら個別に検討し、資産内容の実態を正確に把握するために行うもので、信用リスクを管理する重要な手段であるとともに、適正な償却・引当を行う準備作業となるものです。具体的には、当行が自ら定めた「自己査定基準」に基づき、貸出金をはじめとする資産を分析・検討し、その信用力に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」及び「破綻先」の5つの債務者に区分します。そして「正常先」以外の債権について、担保・保証の評価などを含めた回収の危険性、価値の毀損の危険性の度合いに従って4段階に分類します。

この自己査定の結果をベースとして、厳格な「償却・引当基準」に基づき、償却や貸倒引当金の計上を適正に実施しております。

当行の自己査定は、営業部店及び審査部が査定を行い、その結果を監査部が検証・監査することとしており、牽制機能が働く体制となっております。さらに、自己査定の結果は、監査法人による監査対象にもなっております。

■ 最終処理（オフバランス化）の促進

不良債権処理は、不良債権に対する貸倒引当金を積む間接償却と不良債権をバランスシートから切り離す最終処理（＝オフバランス化）に区分されます。

間接処理による不良債権処理は、担保価格の下落や企業倒産などにより追加損失が発生するリスクがあるため、資産の健全化を維持するためには最終処理の促進が求められております。

最終処理には、債権の償却、放棄、売却などの手段があります。当行支援により再生の見込める取引先に対しては、十分な引当金を積んだうえで経営支援に取り組んでおりますが、最終的に再生が困難となってしまった場合は売却などによるオフバランス化を図っています。

当行では、再生可能性を十分見極めたうえで、可能性のない債権については迅速なオフバランス化を実施することで、再生支援・オフバランス化の両面からの資産の健全化を推し進めております。

■ 平成17年3月期の不良債権処理

当行の不良債権処理は、厳格な自己査定に基づく償却・引当に加え、担保処分による回収や債権売却などの最終処理を進めております。また一方で、信用リスク管理の充実を図り、不良債権の発生防止に努めております。

当期の不良債権処理額は、厳格な自己査定を実施した結果、前期比179億円増加して503億円となりました。

不良債権処理額の内訳【単体ベース】

（単位：億円）

	16年3月期	17年3月期	増 減
不良債権処理額	324	503	179
貸出金償却	2	24	21
個別貸倒引当金繰入額	267	333	65
貸出債権売却損	54	146	91

金融再生法開示債権の保全率とリスク管理債権の状況（17年3月末）

（単位：億円）

自己査定における 債務者区分	金融再生法に 基づく開示債権 (与信関連資産)	保 全 額		保 全 率	=	リスク管理債権 (貸出金)	+	その他の債権
		担保・保証等 による保全額	引 当 額					
破 綻 先 69	破産更生債権及 びこれらに準ず る債権 969	㉑ 322	㉒ 646	100.0%		破綻先債権 69		18
実質破綻先 899								
破綻懸念先 931	危険債権 931	㉓ 438	㉔ 299	79.2%		延滞債権 1,812		
要 注 意 先	要管理先 770	㉕ 180	㉖ 129	56.8%		3カ月以上 延滞債権 32		
	要管理先以外の 要 注 意 先					貸 出 条 件 緩 和 債 権 513		
		㉑～㉓計 941	㉒～㉖計 1,076	↓ 全体の 保全率 82.4%				
正 常 先	正常債権 34,512							
合 計 36,958	合 計 36,958							
	金融再生法 開 示 債 権 2,446					リスク管理債権 2,427		
	↓ 部分直接償却を 実施した場合 1,871					↓ 部分直接償却を 実施した場合 1,852		

貸出資産の健全化に向けて

- 金融再生法開示債権：貸出金、支払承諾見返、外国為替、貸付有価証券、未収利息及び仮払金を対象としております。
 なお、要管理債権は貸出金のみを対象とし、貸出金単位ごとに集計した債権であります。
 （一方、自己査定における要管理先債権はこの要管理債権を有する債務者に対する全ての債権であります。）
- リスク管理債権：貸出金のみを対象としております。
- 当行は、部分直接償却を実施しておりません。